

高齢者が肺炎にかかるとを防ぐ 肺炎球菌感染症を予防しましょう

●肺炎球菌とは？

肺炎球菌とは、主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25〜40%を占めており、高齢者での重篤化が問題になっています。

●本年度の接種料金補助対象者は？

30年3月31日(土)までは、次の①、②の人が対象になります。
① 定期接種の対象者(左表の生年月日の人)。

表 本年度の対象者となる生年月日

年齢	生年月日
65歳	S27.4.2 ~ S28.4.1
70歳	S22.4.2 ~ S23.4.1
75歳	S17.4.2 ~ S18.4.1
80歳	S12.4.2 ~ S13.4.1
85歳	S7.4.2 ~ S8.4.1
90歳	S2.4.2 ~ S3.4.1
95歳	T11.4.2 ~ T12.4.1
100歳	T6.4.2 ~ T7.4.1

※ Sは昭和、Tは大正を表します。

●60歳から64歳で、心臓・呼吸器・腎臓に重い障害(身体障害者手帳1種1級程度)がある人、またはヒト免疫不全ウイルスにより重度の免疫低下をきたしている人。

【重要】既に23価肺炎球菌ワクチン(ポリサツカライド)を接種している人は、対象外です。

●接種料金補助額

予防接種の補助は1回のみで、医療機関の料金のうち4千円を補助します。差額は自己負担となりますので、病院の窓口でお支払いください。

●接種医療機関

予防接種予診票の裏面に記載してある市内の委託医療機関で、事前に予約してから接種してください。

施設入所や入院などにより、市内の委託医療機関で受けられない場合は、事前に市役所健康福祉課・各総合支所・田山支所で手続きが必要です。その際には、**印鑑、予診票**が必要となりますので、持参してください。



子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1108

子育て支援ヘルパーをご利用ください

市は、子育て支援ヘルパー派遣事業を実施しています。

妊産婦は、日常生活での負担や不安が大きくなります。産前・産後の時期に、訪問による支援を行い、子育ての手助けをするのが、この事業の目的です。

■料金 無料(6回まで)

■内容 家事援助(日常的な炊事、洗濯、掃除、買い物)や育児補助、病院や健診への付き添いなど(サービスは、親の子育てを支援するために行っていますので、親がそばにすることが必要です)。

■利用時間 午前9時から午後5時まで(日曜、祝日および年末年始を除く)

■その他 利用対象者は、昼間に当該妊産婦などを援助する人がいない世帯。表に定める利用回数、時間を超えた場合は実費を負担いただきます。

表 子育て支援ヘルパーの利用期間と利用回数

利用対象者	利用期間	利用回数時間
母子手帳交付後の妊婦がいる家庭	母子手帳交付後から出産予定日まで	6回以内とし、1回当たり2時間以内
1歳未満の乳児がいる家庭	1歳になる前日まで	6回以内とし、1回当たり2時間以内
3歳未満の2人以上の多胎の子がいる世帯又は3歳未満の子がいるひとり親家庭	双子以上の出産やひとり親世帯などの場合は、出産後3年まで	1歳になる前日まで、1歳から2歳になる前日まで、2歳から3歳になる前日まで、各6回以内

■利用の流れ 妊娠を届け出る際に窓口で申込書などを配布します➡利用希望者は、申込書と確認事項を市役所地域福祉課または各総合支所に提出してください➡地域福祉課で審査の上、申込者に利用券を送付します➡利用券が届いたら、利用希望日の1週間前までに受託事業者へ電話で利用申し込みをしてください➡サービスを利用開始できます

■受託事業者 J A新しいわてホームヘルプステーション西根(☎70-2181)